

岩井川ダム操作規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十五号

岩井川ダム操作規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 貯水池の水位等（第三条―第六条）
 - 第三章 貯水池の用途別利用（第七条・第八条）
 - 第四章 洪水調節等（第九条―第十三条）
 - 第五章 貯留された流水の放流（第十四条―第十八条）
 - 第六章 点検、整備等（第十九条―第二十一条）
 - 第七章 雑則（第二十二条）
- 附則

第一章 総則

（通則）

第一条 岩井川ダム（奈良市鹿野園町及び肘塚町に設置するダムをいう。以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第二条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

（洪水）

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒六立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水位）

第四条 貯水池の水位は、ダムの本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第五条 貯水池の常時満水位は、標高二百四十七・〇メートルとする。
（サーチャージ水位）

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高二百五十七・五メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高二百四十七・〇メートルから標高二百五十七・五メートルまでの容量四十三万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第八条 流水の正常な機能の維持は、標高二百三十五・五メートルから標高二百四十七・〇メートルまでの容量二十六万立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第九条 奈良土木事務所長（以下「所長」という。）は、別に定めるところにより洪水が予想される場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第十条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときには、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 奈良県土木部河川課、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所、奈良地方気象台その他の別に定める関係機関（第十七条において「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置

(洪水調節等)

第十一条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十二条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十三条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第十四条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

一 第十九条第一項の規定によりダムの本体等の点検又は整備を行うため特に必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で別に定めるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒〇・七七立方メートルとする。

(放流の原則)

第十五条 所長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十六条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表の上欄に掲げる地点において、それぞれ、同表の中欄に掲げる期間に、同表の下欄に掲げる水量を確保できるように必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第十七条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第十八条 放流管から放流を行う場合のゲート等の操作については、別に定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第十九条 所長は、ダムの本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第二十条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第二十一条 所長は、ゲート等を操作し、第十九条第一項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第一項の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(その他)

第二十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第十六条関係)

地点名	期間	水量
ダム地点	九月二十一日から翌年の五月三十一日まで	毎秒〇・〇三〇立方メートル
	六月一日から九月二十日まで	毎秒〇・〇八〇立方メートル
八条高架橋地点	一月一日から十二月三十一日まで	毎秒〇・〇四一立方メートル